

## 諸外国の無過失補償制度の背景・目的及び制度開始による影響

	フランス	スウェーデン	デンマーク	ニュージーランド
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来より、公立病院と私立病院間の損害賠償訴訟の取り扱いの差異があり、統一的な対応が求められていた</li> <li>・1996年 医事紛争の解決を目的として、医療機関内に調停委員会が設けられたが、公平性・透明性に問題があると指摘されていた</li> <li>・2002年 過失責任原則を前提としつつ、過失が認められない事故については、国民連帯による補償を行うこととした。併せて、医療関係者は責任保険に加入しなければならないこととした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来より、損害賠償訴訟を除き、医療事故による障害に対する補償を得られにくい状況にあった</li> <li>・1975年 医療従事者側に批判的な報道が増加したことも踏まえ、医事紛争を防止し、簡単な手続きで補償が受けられるように、県が任意の制度として補償制度を創設した</li> <li>・1997年 一部の医療機関が未加入であったために、補償を受けられないケースがあったことから、法律に基づく強制加入となった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1980年代には多くの訴訟が行われたが、患者が医師の過失や過誤を証明しなければならず、治療上の医療過誤を証明するのは困難な場合が多かったことから導入された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1972年 事故の被害者に対し、加害者の過失の有無を問わず救済されることを目的に、地域責任の理念に基づき、救済をはかることを目的に、医療事故を含む幅広い事故を対象に補償を開始した</li> </ul>
制度により生じた影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立病院を提訴する行政訴訟の件数は低下した(私立病院を提訴する民事訴訟の件数については、統計がないため不詳)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1975年に任意の制度として開始されて以降、訴訟の数が減少した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者保証協会の設立により、訴訟が減少した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟の件数については不明であるが、懲罰的損害賠償を除き、医療事故に対する民事訴訟の提訴は禁じられている</li> </ul>

(出典:「第3回医療の質向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」資料4に同じ)